

## インターネット上のいじめへの対応について

### 1 インターネット上のいじめの実態を知る

#### (1) インターネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うことである。

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど、児童が行動に移しやすく、簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、加工が容易にできことから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収が困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。また、児童が利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態把握が難しい。
- ⑤ 一つの行為が、いじめの被害者にとどまらず、学校、家庭、地域社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすものである。
- ⑥ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童に理解させるとともに、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。

また、書き込んだ文字や掲載した写真等は、インターネット上に残ったり、他の媒体を通して広がったりするため、簡単には消去できず取り返しがつかない

い事態となってしまうこともある。そのため、児童には、興味本位で掲示板や SNS 等に近づかない、近づけない指導を、学校、家庭、地域が連携して行っていく。

## (2) インターネット上のいじめの類型

- ① 掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめ
  - ア 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み
  - イ 掲示板・ブログ・プロフへ、個人情報を無断で掲載
  - ウ 特定の児童になりすまし、インターネット上で活動を行う
- ② メールでのインターネット上のいじめ
  - ア メールを用いた特定の児童に対する誹謗・中傷
  - イ 「チェーンメール」による悪口や誹謗・中傷
  - ウ 「なりすましメール」による誹謗・中傷
- ③ SNS を利用したインターネット上のいじめ
  - ア SNS を介しての誹謗・中傷の書き込み、画像や動画の送信
  - イ SNS からのグループ外しや無視（返信しない）等
- ④ その他
  - ア 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの個人情報の書き込みや画像の投稿等

## 2 インターネット上のいじめの未然防止

### (1) 情報モラルの指導の徹底と教員の指導力の向上

IT 機器の積極的な活用と同時に、情報化への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。

その際には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重するという基本認識のもと、「人に温かい心で接し、親切にする」「友達と仲良くし、助け合う」「他の人との関わり方を大切にする」「自他の個人情報を、第三者にもらさない」ことについて、発達段階に応じた情報モラルを取り扱っていく。

情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し児童への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

インターネット上のいじめは、今後、新たな手口が発生することも考えられるため、常に最新の動向の把握に努めていく。

### (2) 家庭・地域、PTA との連携

インターネット上のいじめは、学校の取組だけではなく、家庭・地域が連

携・協力し、未然防止・早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。

学校では、保護者会や地区懇談会、「子どもを育てる会」等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や、児童のインターネット利用の実態などを周知し、それに伴う危険性などについて啓発していく。

家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、テレビや新聞等のネット上のニュースを取り上げ話題にするなど、日頃から子どもと話をする機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じたインターネットの利用に関するルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけることについても、十分に話合うようにしていく。

P T Aにおいては、研修会でネット上のいじめに関することを取り上げたり「P T A宣言」などに家庭におけるインターネット等利用の基準や約束事を決めたりするなど、「ペアレンタルコントロール」推進のための活動を行い、ネット上のいじめの未然防止を図る。

### 3 早期発見・早期対応

#### (1) 早期発見への取組

##### ① インターネット上のいじめのサインを見逃さない

インターネット上のいじめも、現実の人間関係が反映されている場合が多い。従って、現実での人間関係をしっかり把握することに努める。

##### ② インターネット上のいじめについての相談体制の整備

インターネット上のいじめは、把握が難しく被害者が気づかないところで進行している場合もある。学校では、自分自身もしくは身近な友達へのインターネット上のいじめを発見した際、どのように対応したらよいかを含め、相談しやすい関係や体制を築いておく。また、国、県教育センター等の相談ダイヤル等の周知に努める。

<24時間子供SOSダイヤル>

国 0120-0-78310 県 023-654-8383

##### ③ 学校ネットパトロール等の実施

市及び学校、P T A、地域等が連携し、学校ネットパトロール等を実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。

また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組の周知に努める。

<法務局>

子どもの人権110番 0120-007-110

インターネット人権相談受付 SOS-eメール

## (2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像、動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。また、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な支援を求める。

## (3) 児童への指導のポイント

児童が、ネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ指導する。

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷を行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第 230 条名誉毀損、第 231 条侮辱など）であり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことはできるが、調べれば書き込みや画像、動画の掲載を行った個人は特定されること。
- ③ 書き込み等が悪質な場合などは犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。
- ④ 掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ⑤ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットの危険を回避することにつながる。